

株 主 各 位

東京都港区麻布台一丁目11番9号
パラカ株式会社
代表取締役 内藤 亨

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年12月18日（火曜日）午後6時までには到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年12月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル10階
コンファレンススクエア エムプラス グランド
3. 目的事項
報告事項 第16期（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社取締役及び監査役に対するストックオプションに係る報酬額及び内容決定の件
- 第5号議案 当社従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.paraca.co.jp/>）において周知させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成23年10月1日から平成24年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)における我が国の経済は、復興関連需要などから公共投資、住宅投資といった国内需要が底堅く推移し、設備投資についても企業収益が総じて改善する中で緩やかな回復基調にありますが、全体としては横ばい圏内の動きとなっております。

一方で、欧州経済については、その債務問題から緩やかな後退傾向が継続し、その余波から中国経済についても減速感の強い状況が続いており、世界経済の一段の下振れリスクが懸念されております。

当社の属する駐車場業界においては、個人消費の力強さ、都市部を中心とした不動産市場の活発化、企業の設備投資の増加基調のもと、底堅さを維持しております。

このような中で、当社は、引き続き積極的な営業活動を行い、駐車場の新規開設を進めるとともに、既存駐車場の採算性向上に努めてまいりました。

その結果、当事業年度においては226件3,585車室の新規開設及び駐車場レイアウトの変更等による12車室の増加があり、合計で226件3,597車室の増加、50件600車室の減少により176件2,997車室の純増となり、9月末現在1,095件16,447車室が稼働しております。尚、新規開設・純増数は、件数・車室数ともに過去最高となりました。

当事業年度の業績については、賃借駐車場においては、件数・車室数ともに過去最高の新規開拓及び純増数となり、増収増益となりました。保有駐車場については、新規取得が5件57車室(前事業年度は、1件24車室)あり、主に既存賃借駐車場が多く集積するエリアにおいて効果的に保有物件を取得することができました。

このほか、多種多様な料金設定、売上に応じて賃料を支払う還元方式の推進、運営コストの低減等により収益性の向上を図った結果、増収となり営業利益、経常利益、及び当期純利益において過去最高となりました。

以上の活動により、当事業年度の売上高は7,934百万円(前事業年度比12.8%増)、営業利益1,581百万円(同32.3%増)、経常利益1,302百万円(同39.8%増)、当期純利益730百万円(同33.5%増)を計上いたしました。

当社の具体的な事業区分別の状況は以下のとおりであります。

(賃借駐車場)

当事業年度においては222件3,538車室の開設及び50件600車室の減少により172件2,938車室の純増となりました。9月末現在においては992件12,836車室が稼働しております。営業人員の増加及び100車室以上の大型の新規駐車場の開発が増加したことにより、件数・車室数ともに過去最高の新規開設を達成することができました。また既存駐車場の売上も堅調に推移し、売上高は6,297百万円(前事業年度比14.7%増)となりました。

(保有駐車場)

当事業年度においては、4件47車室のオープン及び駐車場レイアウトの変更等による12車室の増加があり、4件59車室純増し、9月末現在においては103件3,611車室が稼働しております。新規取得は、姫路市において2件22車室、青森市において2件25車室、札幌市において1件10車室(平成24年10月オープン)がございました。売上高は1,409百万円(同4.6%増)となりました。

(その他事業)

当事業年度において、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上及び駐輪場売上により、売上高は227百万円(同16.4%増)となりました。

事業区分別の売上高は以下のとおりであります。

事業区分	売上高(百万円)	構成比(%)	車室数(車室)
賃借駐車場	6,297	79.4	12,836
保有駐車場	1,409	17.8	3,611
その他事業	227	2.8	—
合計	7,934	100.0	16,447

(2) 対処すべき課題

当社は収益力の向上のため、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでまいります。

① 解約リスクの低減

当社は、時間貸駐車場事業を賃借駐車場モデル（土地オーナーより駐車場用地を借り受け事業を行うモデル）に依存し過ぎることは、賃貸借契約の解約により事業を継続できなくなるリスクがあると考えております。そこで、賃借駐車場の解約リスクを軽減し、企業全体として長期安定的・継続的に成長していくためには、キャッシュ・フローを考慮しながら、「賃借駐車場」及び「保有駐車場」のポートフォリオを組み立てていくことが必要と考えております。

② 収益リスクの低減

当社は事業基盤の更なる強化を図るため、事業地を新規駐車場（オープン後1年未満の駐車場）と既存駐車場（オープン後1年以上経過の駐車場）に分けて管理しております。加えて、賃借駐車場では、毎月一定の賃料を土地オーナーに支払う「固定方式」にかかるリスク管理の徹底と、駐車場売上によって賃料が変動する「還元方式」を組み合わせることにより、収益リスクの低減に努めてまいります。

③ オペレーションスキルの向上

当社は『標準化』戦略を強化し、従業員のオペレーションスキルの向上により、全社的な収益拡大とコスト低減を図ることに努めております。今後も引き続き、人材育成・教育によりオペレーションスキルの向上を図ることで、利益率の改善に努めてまいります。

④ 営業力の強化

当社が成長を図るうえでは、今後も継続して営業力を強化していく必要があると認識しております。人員の拡大を図るとともに、『標準化』戦略を強化し、OJT教育、全体研修、個別指導を通じ、個々のスキルアップに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は、1,051百万円であります。その主なものは、事業用土地の購入199百万円とリース資産（駐車場機器）574百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度は、増資による資金調達はありません。
なお、借入金により624百万円調達いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第13期 (平成21年9月期)	第14期 (平成22年9月期)	第15期 (平成23年9月期)	第16期 (平成24年9月期)
売 上 高 (百万円)	6,060	6,738	7,032	7,934
経 常 利 益 (百万円)	702	992	931	1,302
当 期 純 利 益 (百万円)	352	565	547	730
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	7,654.19	12,444.08	12,044.92	16,075.53
総 資 産 (百万円)	17,200	17,528	18,323	19,000
純 資 産 (百万円)	4,791	5,214	5,768	6,458

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社の主要な事業内容は下記のとおりです。

駐車場の運営及び管理業務

不動産の所有、賃貸借、売買及び管理

(12) 主要な営業所（平成24年9月30日現在）

本 社 〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目11番9号
大 阪 支 店 〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番19号
仙 台 営 業 所 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目3番11号
横 浜 営 業 所 〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号
名 古 屋 営 業 所 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目24番8号
京 都 営 業 所 〒600-8009 京都府京都市下京区函谷鉾町79番地
福 岡 営 業 所 〒810-0801 福岡県福岡市博多区中洲二丁目8番24号

(注) 平成24年10月に埼玉営業所及び神戸営業所を開設しております。

(13) 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
59名	-1名	33.2歳	4.6年

(注) 上記使用人数にはパートタイマー及び派遣社員の5名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,822百万円
株式会社みずほ銀行	1,679百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,432百万円
株式会社りそな銀行	817百万円
株式会社阿波銀行	277百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	271百万円
株式会社北陸銀行	204百万円
株式会社伊予銀行	202百万円
株式会社新銀行東京	193百万円
株式会社百十四銀行	130百万円
株式会社京都銀行	97百万円
株式会社足利銀行	71百万円
株式会社広島銀行	56百万円
明治安田生命保険相互会社	45百万円
株式会社東日本銀行	38百万円
株式会社あおぞら銀行	37百万円
株式会社日本政策投資銀行	32百万円
オリックス銀行株式会社	23百万円
株式会社東京都民銀行	20百万円

- (15) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 135,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 47,542株 |
| (3) 株主数 | 2,472名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
内藤 亨	4,000株	8.80%
兼平 宏	2,870株	6.31%
株式会社SBI証券	2,252株	4.95%
有限会社リョウコーポレーション	2,100株	4.62%
日信電子サービス株式会社	1,500株	3.30%
株式会社プレステージ・インターナショナル	1,500株	3.30%
新井 一孝	1,200株	2.64%
株式会社三井住友銀行	1,200株	2.64%
内藤 宗	1,100株	2.42%
CREDIT SUISSE AG ZURICH	1,002株	2.20%

(注) 持株比率は自己株式(2,075株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議の日	平成14年12月27日開催 定時株主総会	平成16年12月21日開催 定時株主総会	平成17年12月21日開催 定時株主総会
保有人数及び新株予約権の数			
当社取締役 (社外取締役を除く)	1名 140個	0名 0個	0名 0個
当社社外取締役	0名 0個	0名 0個	0名 0個
当社監査役	0名 0個	1名 15個	2名 25個
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる 株式の数	420,01株(注)1	45株(注)1	25株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの 行使価額	53,334円	290,667円	360,000円
権利行使期間	平成16年12月28日から 平成24年12月26日まで	平成18年12月28日から 平成26年9月30日まで	平成20年1月21日から 平成27年9月30日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)3	(注)4

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議の日	平成21年12月18日開催 定時株主総会	平成22年12月17日開催 定時株主総会	平成23年12月16日開催 定時株主総会
保有人数及び新株予約権の数			
当社取締役 (社外取締役を除く)	3名 1,090個	3名 540個	3名 540個
当社社外取締役	0名 0個	1名 10個	1名 20個
当社監査役	1名 20個	3名 40個	2名 20個
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる 株式の数	1,110株	590株	580株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの 行使価額	72,940円	113,400円	74,130円
権利行使期間	平成23年12月19日から 平成29年12月18日まで	平成24年12月18日から 平成30年12月17日まで	平成25年12月17日から 平成31年12月16日まで
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5	(注)5

- (注) 1. 当社は平成17年4月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件
 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という）が、次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。（ただし、新株予約権を喪失させないことについて、当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。）
 - ① 対象者が当社の取締役、監査役または従業員の地位を失った場合。
 - ② 対象者が死亡した場合。（新株予約権の相続は認めない。）
 - ③ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。
 - ④ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
3. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。
 - ② この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。なお、本条件は、当社と顧問契約を締結する社外協力者として新株予約権を割り当てた者に対しては適用しないものとする。
 - ② この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
 - ③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第9回新株予約権	
発行決議の日	平成23年12月16日開催 定時株主総会	
交付人数及び新株予約権の数		
当社使用人	22名	220個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	220株	
新株予約権の払込金額	無償	
権利行使時1株当たりの行使価額	74,130円	
権利行使期間	平成25年12月17日から平成31年12月16日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
- ③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	内 藤 亨	
取 締 役	駒 井 雄 一	営業部長
取 締 役	間 嶋 正 明	管理部長
取 締 役	中 村 隆 夫	弁護士 鳥飼総合法律事務所
常 勤 監 査 役	小 林 紀 幸	
監 査 役	田 伏 岳 人	弁護士 フロンティア法律事務所
監 査 役	福 島 一	

(注) 1. 取締役中村隆夫氏は、社外取締役であります。

なお、当社は中村隆夫氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。

2. 監査役田伏岳人氏及び福島一氏は、社外監査役であります。

3. 当社では平成17年4月1日より執行役員制度を導入しております。当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
執 行 役 員 社 長	内 藤 亨	
執 行 役 員 常 務	駒 井 雄 一	営業部長
執 行 役 員	間 嶋 正 明	管理部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	4 名	122百万円
監 査 役	3 名	11百万円
計	7 名	133百万円

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役分 年額200百万円、監査役分 年額30百万円であります。
2. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額を含んでおります。
3. 期末日現在の取締役は4名、監査役は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況
イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 中村 隆夫	18回	100%	—	—
監査役 田伏 岳人	17回	94%	13回	93%
監査役 福島 一	18回	100%	14回	100%

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役中村隆夫氏は、主に経営陣から独立した客観的視点をもって助言・発言を行っております。

監査役田伏岳人氏は、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

監査役福島一氏は、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役中村隆夫氏、監査役田伏岳人氏及び監査役福島一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

④ 社外役員の報酬等の総額

	人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	3名	8百万円

(注) 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額を含んでおります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19百万円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 19百万円

(注) 上記報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬等の額及び金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額の合計額であります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「バラカ株式会社行動規範」(以下、行動規範)を定め、周知徹底を図る。
- ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、内部統制・コンプライアンス担当執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。監査役及び内部監査担当は連携し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ハ. 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士・専門家を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ロ. 組織横断的なリスク管理については内部統制・コンプライアンス担当執行役員が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。また、内部監査担当は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能とその意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。双方の機能を強化するために、執行役員制度を採用し、同制度の維持・充実を図る。
 - ロ. 中長期経営戦略を策定し、全社で意思統一する。経営戦略を企業全体で共有し、強固なものにするために、定期的に経営戦略会議を開催し、企業の存続・発展を図る。
 - ハ. 中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、執行役員会及びすべての管理職が出席する会議（社内呼称：管理職会議）にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
- ニ. 取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査役会の意見を尊重し、決定する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実が発生したとき、取締役及び使用人による法令違反の疑義ある行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきと定めた事実が生じたときは、速やかに監査役に報告する。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
 - ロ. 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を設けるほか、会計監査人、内部統制・コンプライアンス担当執行役員、内部監査担当と相互連携し、監査の実効性を確保する。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。また、会計監査人から監査内容について報告を受けることができる。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
社会的秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する。

本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については表示単位未満四捨五入しております。

貸借対照表

(平成24年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,119	流動負債	2,068
1. 現金及び預金	1,624	1. 買掛金	79
2. 売掛金	51	2. 1年内償還予定の社債	40
3. 貯蔵品	1	3. 1年内返済予定の長期借入金	944
4. 前払費用	390	4. リース債務	246
5. 繰延税金資産	46	5. 未払金	234
6. その他	5	6. 未払費用	35
7. 貸倒引当金	△0	7. 未払法人税等	394
		8. 未払消費税等	35
		9. 前受金	21
		10. 預り金	8
		11. 賞与引当金	27
		12. その他	0
固定資産	16,881	固定負債	10,473
1. 有形固定資産	16,395	1. 社債	370
1) 建物	817	2. 長期借入金	8,511
2) 構築物	248	3. リース債務	1,069
3) 車両運搬具	11	4. 資産除去債務	89
4) 工具、器具及び備品	45	5. 金利スワップ	378
5) 土地	13,833	6. その他	53
6) リース資産	1,278		
7) 建設仮勘定	160	負債合計	12,542
2. 無形固定資産	47	純資産の部	
1) 商標権	0	株主資本	6,646
2) ソフトウェア	46	1. 資本金	1,577
3) その他	0	2. 資本剰余金	1,607
		1) 資本準備金	1,607
3. 投資その他の資産	438	3. 利益剰余金	3,562
1) 投資有価証券	12	1) その他利益剰余金	3,562
2) 出資金	0	繰越利益剰余金	3,562
3) 長期前払費用	25	4. 自己株式	△100
4) 繰延税金資産	182		
5) その他	218	評価・換算差額等	△245
		1. その他有価証券評価差額金	△1
		2. 繰延ヘッジ損益	△243
		新株予約権	57
		純資産合計	6,458
資産合計	19,000	負債純資産合計	19,000

損 益 計 算 書

(平成23年10月1日から平成24年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,934
売 上 原 価		5,488
売 上 総 利 益		2,446
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		864
営 業 利 益		1,581
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	0	
受 取 保 険 金	0	
受 取 和 解 金	3	
そ の 他	1	6
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	272	
そ の 他	12	285
経 常 利 益		1,302
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22	22
税 引 前 当 期 純 利 益		1,280
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	560	
法 人 税 等 調 整 額	△10	549
当 期 純 利 益		730

株主資本等変動計算書

(平成23年10月1日から平成24年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成23年10月1日残高	1,576	1,606	1,606
事業年度中の変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)	0	0	0
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
事業年度中の変動額合計	0	0	0
平成24年9月30日残高	1,577	1,607	1,607

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
平成23年10月1日残高	2,886	2,886	△100	5,968
事業年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				0
剰余金の配当	△54	△54		△54
当期純利益	730	730		730
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	676	676	—	677
平成24年9月30日残高	3,562	3,562	△100	6,646

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成23年10月1日残高	0	△234	△234	33	5,768
事業年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					0
剰余金の配当					△54
当期純利益					730
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△2	△9	△11	23	12
事業年度中の変動額合計	△2	△9	△11	23	689
平成24年9月30日残高	△1	△243	△245	57	6,458

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。但し、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～38年

車両運搬具 3～6年

工具、器具及び備品 2～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を行っております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産

を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1 株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金	27百万円
建物	760百万円
土地	13,237百万円
合計	14,025百万円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	710百万円
長期借入金	8,059百万円
合計	8,770百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,290百万円

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	47,532	10	—	47,542
自己株式				
普通株式	2,075	—	—	2,075

(注) 増加の株数は、ストックオプションの権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成14年新株予約権①	普通株式	962.95	—	491.98	470.97	—
平成15年新株予約権③	普通株式	17.98	—	—	17.98	—
平成16年新株予約権④	普通株式	174	—	15	159	—
平成16年新株予約権⑤	普通株式	96	—	—	96	—
平成17年新株予約権⑥	普通株式	257	—	13	244	—
平成21年新株予約権⑦	普通株式	—	1,436	28	1,408	27
合計	—	1,507.93	1,436	547.98	2,395.95	27

(注) 増加の株数は、当事業年度に権利行使可能となったもの、減少の株数の主なものは、権利放棄及び退職による消滅であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払総額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年12月16日 定時株主総会	普通株式	54百万円	1,200円	平成23年9月30日	平成23年12月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年12月19日開催予定の第16期定時株主総会に次のとおり付議いたします。

配当原資	利益剰余金
配当金の総額	72百万円
1株当たりの配当金額	1,600円
基準日	平成24年9月30日
効力発生日	平成24年12月20日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	10百万円
未払事業税	32百万円
リース資産減損勘定	1百万円
土地	47百万円
繰延ヘッジ損益	134百万円
資産除去債務	31百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
その他	4百万円
繰延税金資産小計	264百万円
評価性引当額	△14百万円
繰延税金資産合計	250百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	21百万円
繰延税金負債合計	21百万円
繰延税金資産（負債）の純額	229百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

駐車場機器

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	減損損失 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具及び備品	1,176	887	27	261

2. 未経過リース料期末残高相当額等
未経過リース料期末残高相当額
- | | |
|--------------|--------|
| 1年内 | 170百万円 |
| 1年超 | 137百万円 |
| 合計 | 308百万円 |
| リース資産減損勘定の残高 | 5百万円 |
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及びリース資産減損勘定取崩額
- | | |
|--------------|--------|
| 支払リース料 | 184百万円 |
| 減価償却費相当額 | 167百万円 |
| 支払利息相当額 | 10百万円 |
| リース資産減損勘定取崩額 | 5百万円 |
4. 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5. 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金や安全性の高い金融商品等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金（原則として20年以内）は主に土地購入に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金は流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,624	1,624	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	12	12	—
資産計	1,636	1,636	—
(1) 長期借入金(※) 1	9,456	9,517	60
負債計	9,456	9,517	60
デリバティブ取引(※) 2	(378)	(400)	△21

(※) 1 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※) 2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金及び預金	1,457
合計	1,457

(注) 3 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	944	923	876	822	984	4,904
合計	944	923	876	822	984	4,904

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、東京都その他の地域において、時間貸駐車場を有しております。平成24年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,146百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額			決算日 における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
14,330	242	14,573	12,167

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な増加は、不動産取得（199百万円）であります。
3. 時価の算定方法
主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額を採用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 140,772円34銭

1株当たり当期純利益 16,075円53銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益（百万円）	730
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	730
期中平均株式数（株）	45,457

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年11月9日

パラカ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 良 治[㊞]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 斎 裕 二[㊞]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廿 楽 真 明[㊞]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パラカ株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年11月12日

パラカ株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 紀 幸 ㊟

監査役 田 伏 岳 人 ㊟

監査役 福 島 一 ㊟

(注) 監査役田伏岳人及び監査役福島一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は「財務体質の強化と今後の事業展開に備えるため、「毎期の業績」、「内部留保の充実」、「手元流動性」及び「投資環境」に応じて再投資と配当のバランスをとりながら株主の皆様への利益配分を行う」ことを基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては以下のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金1,600円 総額72,747,200円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年12月20日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役田伏岳人氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、あらためて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は、以下のとおりであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する 当社株式の数 (株)
あがかつひさ 阿河勝久 (昭和31年2月28日)	昭和54年4月 野村証券株式会社入社 平成9年1月 スパークス投資顧問株式会社(現 スパークス・グループ株式会社) 取締役 平成10年12月 スパークス証券株式会社 (現 スパークス・アセット・マネジメント株式会社) 代表取締役社長 平成14年7月 阿河キャピタルプランニング株式会社設立 代表取締役(現任)	90

- (注) 1. 阿河勝久氏は、社外監査役候補者であります。
2. 阿河勝久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 阿河勝久氏を社外監査役とした理由は、これまで培ってきた豊富な経験・専門知識等を当社の監査に活かしていただけるものと判断したためであります。
4. 阿河勝久氏が監査役に就任した場合、当社との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、阿河勝久氏が監査役として選任された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役有村佳人氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとされておりおりますので、あらためて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

その候補者は、以下のとおりであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する 当社株式の数 (株)
たか はし さとし 高橋 聡 (昭和44年12月12日)	平成5年4月 本田技研工業株式会社入社 平成9年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入社 平成13年5月 公認会計士登録 平成13年7月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 平成13年8月 社会保険労務士登録 平成15年9月 高橋労務会計事務所(現 高橋聡公認会計士事務所)開設(現任) 中小企業診断士登録 平成16年9月 株式会社J.K.コンサルティング設立 代表取締役(現任) 平成17年2月 税理士登録 平成17年12月 株式会社Waymark代表取締役(現任)	—

- (注) 1. 高橋聡氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 2. 候補者は公認会計士等の資格を有しており、高橋聡公認会計士事務所の代表者であります。同事務所は当社と顧問契約を締結しております。
 3. 高橋聡氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な経験・専門知識等を当社の監査に活かしていただけるものと判断したためであります。
 4. 高橋聡氏が監査役に就任した場合、当社との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 当社取締役及び監査役に対するストックオプションに係る報酬額及び内容決定の件

当社の取締役及び監査役に対し、その業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層の収益拡大と体質強化を図るため、ストックオプションとしての新株予約権を年額3,000万円以内（取締役分2,890万円（うち社外取締役分110万円）、監査役分110万円）で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。この新株予約権の額は、当社の役員に対する報酬等として、平成15年12月18日開催の第7期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（年額2億円以内）及び監査役の報酬額（年額3,000万円以内）とは別枠で設定するものであります。なお、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）となります。

新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式580株を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 新株予約権の総数

580個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限とする。このうち、取締役に付与する新株予約権は560個（うち社外取締役20個）、監査役に付与する新株予約権は20個を上限とする。

なお新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否 新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後8年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の条件

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

③その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記(8)①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれ無償で取得することができる。

(10) 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸

収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(9)に準じて決定する。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第5号議案 当社従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、金銭の払い込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。
2. 新株予約権割当の対象者
当社従業員とする。
3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式220株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 新株予約権の総数

220個を上限とする。

なお新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終

値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後8年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたとき

は、その端数を切り上げるものとする。

- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の条件

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
- ③その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記(8)①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(10) 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(9)に準じて決定する。

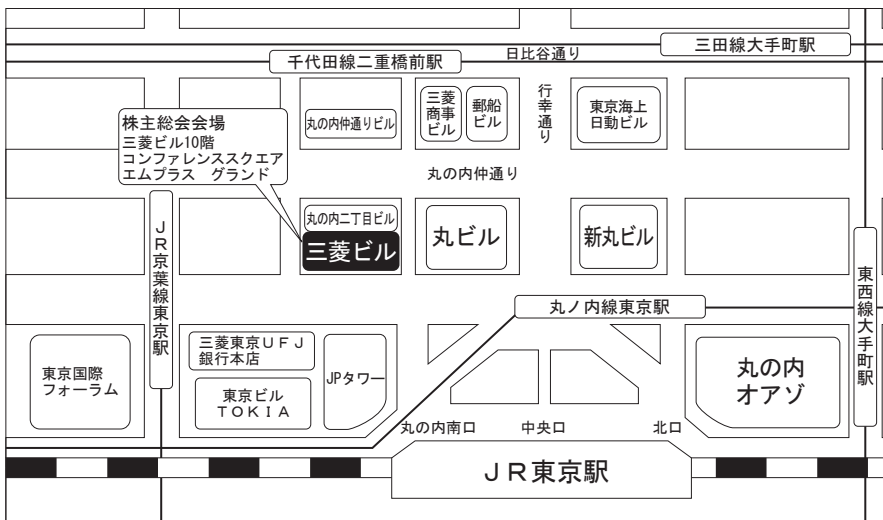
(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル10階
 コンファレンススクエア エムプラス グランド
 電話 03-3282-7777



交通 アクセスの ご案内

- JR
 「東京駅」(丸の内南口).....徒歩約3分
 京葉線「東京駅」10番出口より直結
- 地下鉄
 東京メトロ千代田線「二重橋前駅」4番出口.....徒歩約2分
 東京メトロ丸ノ内線「東京駅」地下道経由.....徒歩約3分
 都営三田線「大手町駅」D1出口.....徒歩約4分
 東京メトロ東西線「大手町駅」B1出口.....徒歩約6分

※お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。